

令和7年 業種別労働災害発生状況
(令和7年1月1日～6月30日現在)

函館労働基準監督署

区 分 業 種 別		令和7年6月末			令和6年6月末			対 前 年		業 種 ・ 割 合 (%)	令和6年（確定）		
		死 亡	休 業 4 日 以 上	計	死 亡	休 業 4 日 以 上	計	増 減 数	増 減 率 (%)		死 亡	休 業 4 日 以 上	計
全 産 業 合 計		5	273 (3)	278 (3)	3	273 (16)	276 (16)	2	0.7	100.0	7	782 (22)	789 (22)
除 く 鉱 業 計		5	273 (3)	278 (3)	3	273 (16)	276 (16)	2	0.7	100.0	7	782 (22)	789 (22)
製 造 業		1	54	55		53 (1)	53 (1)	2	3.8	19.8	1	123 (1)	124 (1)
内 訳	水 産 食 料 品		17	17		29	29	-12	-41.4	6.1		60	60
	他 の 食 料 品		15	15		9	9	6	66.7	5.4		25	25
	木 材 木 製 品 ・ 家 具		4	4		4	4			1.4		7	7
	窯 業 土 石 製 品		1	1		4 (1)	4 (1)	-3	-75.0	0.4		8 (1)	8 (1)
	金 属 ・ 機 械		5	5		2	2	3	150.0	1.8		4	4
	輸 送 用 機 械 等	1	6	7		2	2	5	250.0	2.5		8	8
	そ の 他		6	6		3	3	3	100.0	2.2	1	11	12
鉱 業													
土 石 採 取 業			1	1		1 (1)	1 (1)			0.4		3 (1)	3 (1)
建 設 業			26 (1)	26 (1)	2	24	26			9.4	4	67	71
内 訳	土 木 工 事 業		14 (1)	14 (1)	1	12	13	1	7.7	5.0	1	27	28
	建 築 工 事 業		3	3		8	8	-5	-62.5	1.1	2	31	33
	木 造 建 築 業		7	7		3	3	4	133.3	2.5		7	7
	そ の 他 の 建 設 業		2	2	1	1	2			0.7	1	2	3
道 路 貨 物 運 送 業			17	17		26 (2)	26 (2)	-9	-34.6	6.1		54 (3)	54 (3)
そ の 他 の 運 輸			8	8		5	5	3	60.0	2.9		9 (1)	9 (1)
陸 上 貨 物 取 扱 業						1	1	-1	-100.0			2	2
港 湾 運 送 業						1	1	-1	-100.0			1	1
林 業		3	4	7		2	2	5	250.0	2.5	1	7	8
水 産 業						4	4	-4	-100.0			12	12
卸 売 ・ 小 売 業			36	36		33 (1)	33 (1)	3	9.1	12.9		75 (1)	75 (1)
清 掃 業		1	9	10		14	14	-4	-28.6	3.6		29	29
そ の 他 の 事 業			118 (2)	118 (2)	1	109 (11)	110 (11)	8	7.3	42.4	1	400 (15)	401 (15)
内 訳	保 健 衛 生 業		78	78		68 (1)	68 (1)	10	14.7	28.1		309 (1)	309 (1)
	接 客 娛 楽 業		20	20		14 (6)	14 (6)	6	42.9	7.2		27 (6)	27 (6)
	そ の 他		20 (2)	20 (2)	1	27 (4)	28 (4)	-8	-28.6	7.2	1	64 (8)	65 (8)
今 月 の コ メ ン ト		1 労働災害の状況(令和7年発生分) 全産業の労働災害は278件で、前年の同時期に比べ、2件増加しています。事故の型別では多い順に、「転倒」が96件、「その他」が45件となっております。 2 6月受付分について 全体で36件の令和7年発生分の労働者死傷病報告を計上しました。業種別では多い順に、製造業が11件、建設業及び保健衛生業が5件でした。 3 コメント 7月1日から同月7日までの間、「多様な仲間と築く安全 未来の職場」をスローガンとした全国安全週間が実施されています。機械のはさまれ・巻き込まれ防止対策、足場・脚立等からの墜落・転落防止対策等の、それぞれの業種に応じた労働災害防止対策を確実に実施し、労働災害の防止を徹底してください。 また、7月は「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の重点取組期間です。水分・塩分を積極的に取らせ、作業中の健康状態の確認及び巡視頻度の増加、暑さ指数に応じた作業中断等を徹底してください。また体調不良の者に異常が認められたときは、躊躇することなく救急隊を要請するなどの措置を講じてください。											

本統計は労働者死傷病報告（休業4日以上）により集計したものです。（ ）内は、交通事故による労働災害の内数です。
函館労働基準監督署の管轄は、渡島管内と檜山管内です。

令和 7 年 死亡労働災害発生状況

函館労働基準監督署

№	発 生 月	時 刻	業種	事故 の型	起因物	災 害 発 生 概 況
1	1	10 時 台	林業	激突され	伐木等機 械	被災者は、チェーンソーと木材グラップル機との共同作業においてチェーンソーによる作業を担当し、被災者が受け口、追い口を作った立木を木材グラップル機が引き倒し、木寄せしたところ、木材グラップル機又はつかんでいた立木が被災者に激突したもの。
2	1	8 時 台	輸送用機 械等製造 業	墜落・転 落	その他の 乗物	被災者は、船舶の試運転業務において、アンテナにワイヤーが引っ掛かっていたため、マストの垂直はしごを登り、マストの踊り場へ移動して引っ掛かっていたワイヤーを外したところ、踊り場付近のレーダーアンテナが回転し、4.8メートル下の甲板まで墜落したもの。
3	2	13 時 台	ビルメン テナンス 業	2メート ル未満か らの墜 落・転落	脚立	被災者は高さ2.67メートルの廊下の天井の蛍光灯を交換するために高さ1.5メートルの脚立を使用して作業を行っていたところ脚立から墜落したもの。
4	3	11 時 台	林業	激突され	立木等	被災者は、チェーンソーを用いた伐倒作業の補助としてクサビを打つ作業を行っていたが、伐倒中の立木の元口が谷側にずり落ち、伐倒方向と逆方向に倒れたことから退避したところ、倒れた立木が伐倒木に当たり、退避していた被災者の方向にずれ、激突したもの。
5	3	11 時 台	林業	激突され	立木等	被災者がチェーンソーでの伐木作業をしていたところ、伐倒木の伐倒方向が変わり、近くに退避していた被災者に伐倒木が激突して死亡したもの。

本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。